

民事訴訟費用ルールと訴訟費用保険

－イギリスの訴訟費用改革案を踏まえて－

主席研究員 秋葉 勝敏

目 次

1. はじめに
2. イギリスにおける民事訴訟費用ルールの現状と問題点
 - (1) 民事訴訟費用ルールの現状
 - (2) 現行ルールに対する問題点等
3. イギリスにおける民事訴訟費用ルールの改革
 - (1) 条件付成功報酬制度の成功報酬の転嫁ルールの廃止、その場合の代替策
 - (2) ATE 保険の保険料の敗訴者への転嫁ルールの廃止、その場合の代替策
 - (3) ジャクソン改革提案書に対する各種意見
 - (4) 小括
4. 訴訟費用保険について
 - (1) イギリスにおける BTE 保険について
 - (2) わが国の状況
 - (3) イギリスの状況を踏まえたわが国の訴訟費用保険のあり方
5. わが国における訴訟費用ルール（含む弁護士報酬）の現状と今後の課題
 - (1) わが国の民事訴訟費用ルール
 - (2) 今後の方向性
6. おわりに

1. はじめに

イギリスでは、国民の司法へのアクセスを容易にするために民事訴訟費用ルールを初めとした各種の改革が行われてきている。しかし、2000年に行われた民事訴訟費用ルールに関する改革の結果が、現在、民事訴訟費用を高騰化させ、被告に過大な費用負担を負わせるという問題を引き起こしている。

このような状況を受けて、記録長官（Master of the Rolls）の指名により、ジャクソン控訴院判事（lead justice）が2009年に約1年間かけて、民事訴訟費用ルール等の見直しを行った。関連諸団体等への意見聴取等も行なった上で改革案をまとめ、その内容を2009年12月に「民事訴訟費用の見直しについて（最終報告）（‘Review of Civil Litigation Costs：Final Report’、以下「ジャクソン改革提案書」）」として公表した。提案された内容は109項目にも及び、その中には、民事訴訟費用ルールの変更だけでなく、裁判官による強固な訴訟管理（case management）、人身傷害の損害を算定する計算ソフトの作成などの実務に関する具体的な提案までも含み、訴訟費用の適正化に向けた幅広い包括的な提案となっている。

本稿では、イギリスにおける民事訴訟費用の現状について触れつつ、ジャクソン改革提案書の中で提案された内容の中から、保険業界・民事訴訟費用ルールに直接関係があると思われる項目を中心に説明し、わが国における民事訴訟費用ルール・訴訟費用保険の展開に参考とすべき内容を取りまとめている。

<本稿で取り上げるテーマとその概要>

第2章 イギリスにおける民事訴訟費用ルールの現状と問題点

ジャクソン改革提案書の中で分析・論議された内容を中心に、イギリスにおける民事訴訟費用の現状ならびに現行の民事訴訟費用ルール及びその問題点を説明する。

第3章 イギリスにおける民事訴訟費用ルールの改革

上記を踏まえ、保険業界に影響を与えるジャクソン改革提案書の提案として、「条件付成功報酬制度における成功報酬の敗訴者への転嫁ルールの廃止」、「事後加入訴訟費用保険（after the event insurance、以下：「ATE保険」）の保険料の敗訴者への転嫁ルールの廃止」、そして、この転嫁ルートを廃止した場合の勝訴者の保護策としての「一方向費用転嫁ルール」等を説明する。この「条件付成功報酬制度における成功報酬の敗訴者への転嫁ルール」と「ATE保険の保険料の敗訴者への転嫁ルール」が冒頭に述べた民事訴訟費用高騰化等の要因であるといわれている。これらルールは、わが国において導入されておらず、提案内容自体はわが国の保険業界に直接的な関係・影響はないが、参考になると考える。

第4章 訴訟費用保険について

わが国における訴訟費用保険は、イギリスでの「事前加入訴訟費用保険（‘before the event insurance’：以下「BTE 保険」）」に該当する。イギリスにおける BTE 保険の現状を説明し、併せ、BTE 保険に関するジャクソン改革提案書の中で、わが国の訴訟費用保険に対して参考となると思われる内容を踏まえて、わが国の訴訟費用保険のあり方について説明する。

第5章 わが国における訴訟費用ルール（含む弁護士報酬）の現状と今後の課題

わが国における弁護士報酬も含めた民事訴訟費用ルールの概要を説明し、併せ、今後の方向性につき説明する。イギリスで現在検討されている改革案の中で、一方費用転嫁ルールは、以前、わが国において論議された弁護士報酬の敗訴者負担制度、特に、片面的敗訴者負担制度と関連があるため、わが国におけるこの制度論議にも触れたい。

なお、本稿で申し上げる意見・考察は、筆者の個人的見解であり、所属する組織における見解ではないことをお断りしておく。

2. イギリスにおける民事訴訟費用ルールの現状と問題点

本章では、民事訴訟費用が高騰化しているイギリスの現状とその高騰化の一因とされている条件付成功報酬制度とその成功報酬の敗訴者への転嫁ルール、ATE 保険の保険料の敗訴者への転嫁ルールについて、その問題点とともに説明する。

(1) 民事訴訟費用ルールの現状

ジャクソン改革提案書にもとづく、イギリスにおける民事訴訟費用の現状とその経緯、さらに、条件付成功報酬制度と ATE 保険を含めた現行ルールのポイントを説明する。

a. 経緯

イギリスにおいては、1995年に条件付成功報酬制度が導入された。この条件付成功報酬制度は、「ノーウィン・ノーフィー（no-win, no-fee）の原則」とも呼ばれ、勝訴した場合にのみ弁護士に対して、成功報酬を支払う制度である。一方で、ATE 保険は訴訟の必要性が生じた後に加入する保険で、通常は条件付成功報酬制度を前提に加入する。補償対象は、敗訴した場合に保険契約者が負担する勝訴した相手当事者の訴訟費用である。保険契約者は勝訴した場合にのみ保険料支払義務を負い、敗訴した場合には保険料支払の義務を負わない。この条件付成功報酬制度と ATE 保険により、資力のない者でも容易に訴訟を提起することができることになった。以前は成功報酬と

ATE 保険の保険料は保険契約者たる原告の自己負担であったが、2000 年の司法アクセス法の改正により、勝訴者は敗訴者にこれらの費用を転嫁するルールが認められるようになり、これにより、勝訴者は 100%の損害の回復が可能となった。

この費用転嫁ルールは、民事法律扶助制度の後退を補うという意味合いも含め導入されたといわれている¹。民事法律扶助は、公的機関である「法律サービス委員会」より、無料で法律相談や裁判手続の代理等の法的サービスを受けることができる制度であり、訴訟費用を負担する資力のない人が司法を利用できる有効な手段である。しかし、民事扶助制度利用のために、所得や資産等の資力要件²が導入され、また、2000 年からは医療過誤事件を除く人身傷害事件等が対象外となり、資格者は少なくなった。この民事法律扶助が導入された際には、国民の約 80%が有資格であったが、有資格者は、1986 年には 63%、2000 年までには 50%に下がり、2007 年には 29%にまで減少した。このため、民事法律扶助を利用できない層を中心に、条件付成功報酬制度・ATE 保険は司法へのアクセスを容易にする有効な手段となっている。

一方で、成功報酬・ATE 保険の保険料は、後記 c.(a)イのとおり、弁護士・保険会社が、原告敗訴の場合に獲得できない成功報酬・保険料等をも見込んで算出しており、そのため不相当に高い金額となっていることから、この条件付成功報酬制度と ATE 保険が、民事訴訟費用の高騰をもたらしている。

b. 訴訟費用の現状

イギリスにおいて民事訴訟を運営する費用は、合計で年間約 6 億 5 千万ポンド³（1ポンド 130 円で 845 億円）といわれている。受益者負担の原則から、民事訴訟を運営するすべての費用を裁判利用当事者が負担すべきという政策もあり得るが、司法へのアクセスを容易にするという観点もあり、イギリスでは利用当事者による訴訟費用の負担を軽減している。その結果、民事訴訟の運営費用の 80%は利用当事者により、残りの 20%は税金により負担されている。

以下では、民事訴訟費用の高騰の状況とその一因である成功報酬と ATE 保険の保険料の敗訴者への転嫁ルールの現状について、ジャクソン改革提案書及び英国保険協会等のデータをもとに説明する。

¹ 民事法律扶助を利用できれば、損害の 100%の回復が可能であるのに、民事法律扶助を利用できず条件付成功報酬制度で訴訟を行った場合には訴訟費用の自己負担が発生するという不公平が生じていた。このため、条件付成功報酬制度においても民事法律扶助を利用した場合と同様に、損害の 100%の回復ができるよう成功報酬の転嫁を認めたもの。

² 資力要件は、可処分所得、可処分資産等により判断されるが、単純な例で、単身（子供なし）の場合、可処分所得は月当たり 733ポンド以下で、かつ、可処分資産は 8,000ポンド以下（案件によっては 3,000ポンドのものがある）であれば、対象となる。ウェブ上に資力要件計算ツール「Eligibility Calculator」があり、これで資力要件の充足の可否を確認できる（legal service commission ウェブサイトより）。

(a) 典型的なパターンでの訴訟類型別訴訟費用の推移

2009年に最高法院の事務局で訴訟類型別の典型的なパターンで訴訟費用の1999年から2009年の推移を調査している（図表1参照）。2009年の訴訟類型別の典型的なパターンでの平均的な訴訟費用は、少額訴訟で553ポンド、迅速訴訟で1,135ポンド、マルチトラック訴訟で2,940ポンドとなっている（少額訴訟、迅速訴訟、マルチトラック訴訟の制度概要については、図表2を参照願う）。この10年間で訴訟費用は、少額訴訟、迅速訴訟で約2倍、高額傷害事件のマルチトラック訴訟では、約3倍となっている。この期間の消費者物価指数の増率は約20%であり、訴訟費用の増率は高く、特に、高額の訴訟で顕著になっている。

図表1 訴訟類型別 訴訟費用の推移 (単位：年、ポンド)

訴訟区分	典型的なパターン	1999	2004	2009	増率(1999→2009)
少額訴訟	訴額 4,000	260	310	553	112.7%
迅速訴訟	傷害訴額 15,000	560	705	1,135	102.7%
マルチトラック訴訟	傷害訴額 300,000 超	960	2,650	2,940	206.3%

(出典：ジャクソン改革提案書をもとに作成)

図表2 イギリスにおける訴額区分別の訴訟類型

区 分	内 容
少額訴訟 (Small Claim Track)	原則として、訴額 5,000ポンド以下（ただし、人身傷害に関する賠償事件は1,000ポンド以下）の事件が対象。当初から確定期日を指定し、非形式的な手続で審理し、証拠開示等の手続もなく、専門家証人も原則として認められない。上訴は法違反等を理由とするものに限られる。
迅速訴訟 (Fast Track)	原則として訴額が 5,000ポンドを超え 15,000ポンド以下の事件が対象。準備命令に基づく標準的証拠開示、証人の陳述書等の交換、期日指定に関する照会回答書の提出等を経て 30 週以内に審理を開き、1 日で結審する。報告書形式を原則とし、証人尋問は例外とする。
マルチトラック訴訟 (Multi Track)	原則として訴額が 15,000ポンドを超える訴訟が対象。審理計画が策定され、準備命令や証拠開示、証人の意見陳述書等の交換等を経て、審理が開始される。

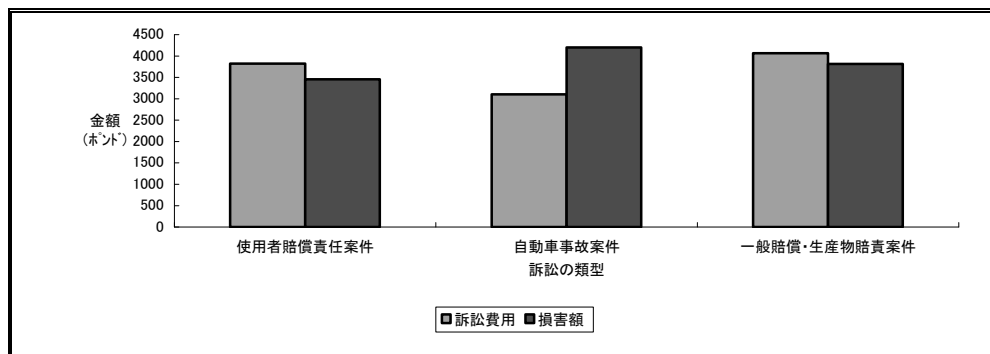
(注) 迅速訴訟の上限の15,000ポンドは2009年4月より25,000ポンドに改定。

(出典：鈴木健太、福田剛久、川神裕『イギリス、ドイツ及びフランスにおける司法制度の現状』司法研修所(1999.12.)より作成)

(b) 平均損害額と平均訴訟費用の関係

保険会社から提供されたデータ（期間は2005年3月～2007年4月、データ数は約15,000件）にもとづく英国保険協会の分析によると、図表3のとおり、使用者賠償責任案件と一般賠償・生産物賠償案件では、平均の訴訟費用は平均の損害額よりも高くなっている。一方、自動車事故案件では平均の損害額が平均の訴訟費用よりも高くなっている。

図表 3 訴訟類型別の平均訴訟費用と平均損害額

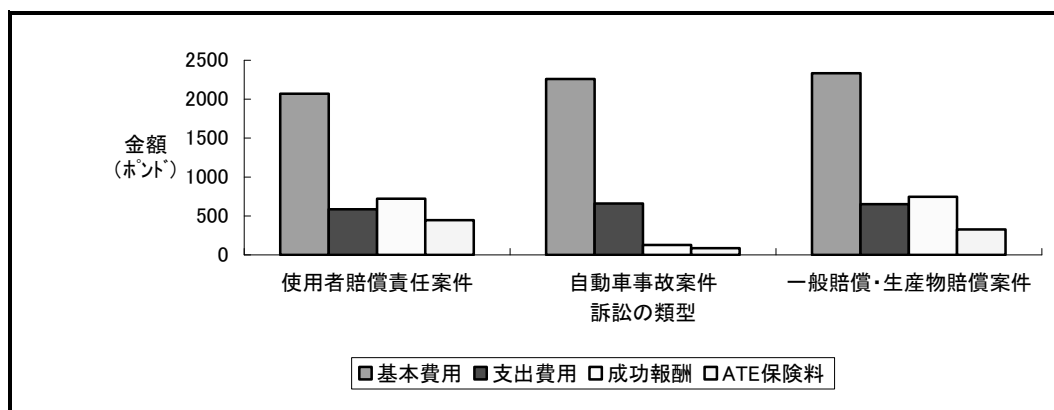


(出典：英国保険協会 Research Brief ‘Analysis of personal injury legal cost’ 2009.1 より)

(c) 訴訟費用の内訳

原告の訴訟費用の内訳を見ると、図表 4 のとおりであり、使用者賠償責任案件、一般賠償・生産物賠償案件は自動車事故案件に比べて、成功報酬と ATE 保険の保険料が高くなっている。これは、使用者賠償責任案件、生産物賠償案件は、条件付成功報酬制度および ATE 保険への加入による訴訟遂行が大きな割合を占め、一方で、自動車事故案件は、主に BTE 保険を前提として訴訟遂行される³ということに起因している。また、使用者賠償責任案件、生産物賠償責任案件が条件付成功報酬制度・ATE 保険への加入により訴訟遂行される割合が大きいことが、図表 3 のとおり、同案件における平均訴訟費用が平均損害額よりも高くなっていることの一因でもあると思われる。

図表 4 訴訟類型別の原告に生じる訴訟費用の内訳



(注) 図表中の「基本費用」とは、裁判所への申し立て費用等であり、「支出費用」とは、診断書を取り付ける費用等の支出である。

(出典：英国保険協会 Research Brief ‘Analysis of personal injury legal cost’ 2009.1 より)

³ 英国保険協会の資料では、自動車事故案件で条件付成功報酬制度と ATE 保険を利用するのは約 30% 程度とされている (Research Brief ‘Analysis of personal injury legal cost’ 2009.1)。

(d) 条件付成功報酬制度の利用の有無等による平均の損害額と費用の関係等

ジャクソン改革提案書の検討期間中に地方裁判所判事・判事補が取り扱った案件は699件であるが、その中で人身傷害案件において原告が勝訴したケースが280例ある。裁判所により認められた平均損害額は4,704ポンド⁴、一方で、付加価値税も含めた費用は8,445ポンド⁴であり、1ポンド⁴の損害に対して、1.8ポンド⁴の費用がかかっている計算になる。また、人身傷害案件以外の案件も含んでいるデータではあるが、図表5のとおり、成功報酬と成功報酬でない場合の両方を含む原告勝訴の費用（図表5で「原告計」と記載）は被告の費用の約1.8倍の水準であり、また、条件付成功報酬制度で勝訴した原告の費用は条件付成功報酬制度を利用しないで勝訴した原告の費用の2倍強の水準である。損害額に対する費用の割合も、条件付成功報酬制度で勝訴した原告の場合は158%と損害自体の額の1.6倍の水準となっている。条件付成功報酬制度を利用せずに勝訴した原告の場合が51%、被告勝訴の場合が15%に比べかなり高い割合となっている。

図表5 地方裁判所で扱われた人身傷害等の結果別損害額・費用の状況（単位：ポンド）

	平均損害額	平均費用	損害額に対する費用の割合
原告勝訴で成功報酬の場合	5,830	9,191	157.7%
原告勝訴で成功報酬でない場合	9,039	4,586	50.7%
原告計	7,671	6,549	85.4%
被告勝訴の場合（注）	23,881	3,587	15.0%

（注）被告勝訴であり損害額は認定されておらず、平均損害額は請求ベースであることから、高い水準となっている。

（出典：ジャクソン改革提案書をもとに作成）

c. 条件付成功報酬制度と ATE 保険について

前記 a. では、条件付成功報酬制度と ATE 保険の概要について触れているが、ここで改めて、経緯等を含めて、成功報酬制度と ATE 保険等について説明する。

(a) 条件付成功報酬制度について

ア. 経緯

勝訴を条件として成功報酬を支払う条件付成功報酬制度（Conditional Fee Agreements）は1995年に導入された。民事法律扶助を受けるほど低所得ではないが、自己の財産では法的アドバイスを受け、訴訟を提起することができない層⁴が存在し、この層に対する司法へのアクセスを容易にすることを考慮し導入された制度である。また、この制度には、弁護士が勝訴の見込みの低い訴訟を引き受けることを抑制する効果がある。対象は、当初は人身傷害、破産とヨーロッパ人権条約に関

⁴ いわゆる「MINELAS」と呼ばれている層である。ちなみに、「MINELAS」とは、Middle Income Not

する案件の3種類の訴訟に限定されていたが、現在では、対象が拡大され、家族問題を除くすべての民事事件が対象となっている（司法アクセス法 58A(1)）。制度の導入当初は、成功報酬の敗訴者への転嫁は認められていなかったが、1999年の司法アクセス法により、2000年4月から、成功報酬と後記のATE保険の保険料が、付随的責任として裁判所の裁量により、敗訴者に転嫁することが可能となった。

イ. 成功報酬の水準

成功報酬は、原告とその弁護士との間で締結される条件付成功報酬合意の中で決められ、通常は、敗訴した場合に獲得できない成功報酬をはじめとした各種費用負担を想定し、勝訴の可能性を踏まえて算出される。具体的に、勝訴の可能性が75%（4回の訴訟で3回勝訴する）の場合を例にして単純化して説明する。弁護士の採算がとれるためには、3回の勝訴による報酬で4回分の報酬・費用をカバーすることが必要であるが、そのため、勝訴1回分の報酬は $4/3=133\%$ の水準となり、上乗せとして33%を成功報酬としてもらう必要がある。同様に、勝訴の可能性が50%の場合は上乗せされる成功報酬の割合は100%となる。

図表6は勝訴の見込割合別に成功報酬として上乗せされる割合別のウエイトを示した資料である。1996年時点の調査結果で、成功報酬の敗訴者への転嫁が認められていない段階の調査であるが、参考までに記載する。平均の上乗せ割合は、当然のことながら勝訴の見込みが低くなるにしたがい高くなっている。また、上記で算定した上乗せ割合の理論値と比較して、勝訴見込割合が80%超の場合が若干高くなっている。

図表6 勝訴の見込割合・成功報酬の上乗せ割合別のウエイト (単位：%)

勝訴見込割合 上乗せ割合	80%超	60%~80%	50%~59%	50%未満	0に近い
1~20	35	17	5	—	—
21~40	32	37	21	—	—
41~60	37	27	23	15	—
61~80	2	6	14	44	—
81~90	—	—	—	—	—
91~100	3	10	36	41	100
平均上乗せ割合	32.6	45.5	64.7	82.4	100
上乗せ割合の理論値	~25	25~66.7	66.7~100	100~	—

(出典：S. Yarrow, 'The price of success' より作成)

Eligible For Legal Aid Support の省略形である。

ウ. 敗訴者への転嫁ルールについて

条件付成功報酬制度自体は問題ないと考えられる。勝訴の場合は報酬を多く支払い、敗訴した場合は報酬を減額する（場合によっては0とする）という合意は弁護士と依頼者の契約自由の範囲内であり、これが公序良俗に反するというものもない。ただし、敗訴した被告が、原告とその弁護士との契約で定められた金額に拘束され、支払う義務を負うことは問題である。この問題を解決するため、法令で、現行制度は裁判所の裁量により敗訴者に支払を命ずることができるよう定めたものである。ジャクソン改革提案書はこの費用転嫁ルールを問題として、改革案を提案している。なお、条件付成功報酬制度で成功報酬に関し敗訴者への転嫁を認めている国はイギリス以外にはないといわれている⁵。

(b) ATE 保険について

ア. 経緯

ATE 保険は 1990 年代から市場に導入された。紛争の対象となる事件は保険加入時には既に発生しているが、勝訴するか敗訴するかは未確定の場合を想定している。当初は、加入者は少なかったが、1995 年に条件付成功報酬制度が認められてから、加入者が増加した。そして、2000 年 4 月に、ATE 保険の保険料の敗訴者への転嫁が認められるようになり、これ以降広く普及するようになった。2009 年 5 月現在、36 社（直近では「20 社以下」との推測もある）の保険会社が ATE 保険の販売を行っており、54 の商品を提供している。

イ. 商品内容

ATE 保険は被告も加入できるが、原告が加入することが一般的である⁶。ATE 保険は、敗訴した場合に保険契約者が負担することになる、勝訴した被告の訴訟費用を補償する。敗訴した場合の保険契約者自身の訴訟費用も補償対象とする契約も可能である。保険契約者は敗訴の場合には保険料を負担せず、勝訴の場合にのみ保険料を支払うことになるが、この保険料は通常は敗訴者に転嫁できる。

交通事故の場合には保険契約者たる原告が勝訴する確率は非常に高く、そのため、図表 7 のとおり、保険料は低い水準である⁷。一方で、交通事故以外の場合の保険料は、名誉毀損については、訴訟結果の見通しが非常に難しく、訴訟にまで発展した

⁵ イギリスの上級費用算定裁判官 Peter Hurst のコメント

⁶ 被告が ATE 保険に加入する場合に、勝訴をどのように判断するかが難しいとされている。また、一般的に、被告は、訴えられた際の訴訟費用も補償対象とする賠償責任保険等に加入していることが多いといわれている。本稿においては、原告が ATE 保険に加入するとの前提で説明している。

⁷ 参考までに 4.(1)b. で BTE 保険について取り上げている英国のある保険会社の ATE 保険は、その補償対象は個人の人身傷害だけに限定し、補償限度額は、100,000 ポンド⁸で、保険料の目安は、迅速訴訟の標準案件の場合、交通事故関連で 350 ポンド⁹、それ以外の場合で 850 ポンド¹⁰、マルチトラックの場合は、個別対応となっている。

場合には、保険料は、保険金額の 50%程度とされ、損害に対しては不相当な水準になっている。また、大規模な企業案件では保険金額の 35%から 45%、株主代表訴訟や薬害訴訟などの団体訴訟では、団体で一本の保険料となるが、保険金額の 30～40%である。医療過誤訴訟の場合は訴訟金額の 20～25%とされ、全体として非常に高い割合である。

図表 7 交通事故の被害者の場合の ATE 保険の保険料水準

訴訟区分	会社	保険料水準
迅速訴訟	A 社	250 ポイント～400 ポイント
	B 社	段階的に設定 ・当初は 300 ポイント ・訴訟が提起された場合には 600 ポイント
	C 社	一律 394 ポイント。6 週間以内に責任が認められた場合は割引して 340 ポイント
マルチトラック訴訟	D 社	訴訟金額も大きく、保険会社は個々の事情を考慮し保険料を決定するが、1,300 ポイントから 1,600 ポイントになる場合もある。

(出典：ジャクソン改革提案書をもとに作成)

(c) 条件付成功報酬制度と ATE 保険を利用した場合の各当事者の負担する費用

各当事者に発生する訴訟費用の負担が、条件付成功報酬制度および ATE 保険への加入により、どのように転嫁するかをこれまで説明してきたが、総括的な意味も含めて、図表 8、9 のとおり、一覧表にまとめているので参考に願う。

図表 8 条件付成功報酬制度、ATE 保険への加入による訴訟費用の負担者

	原告勝訴		原告敗訴	
	直接発生する費用	最終的に負担する費用	直接発生する費用	最終的に負担する費用
原告	・通常訴訟費用 ・成功報酬 ・ATE 保険の保険料	・なし。 左記費用は、全て、 敗訴被告が負担	・通常訴訟費用 (敗訴のため、 成功報酬・ ATE 保険の 保険料は支払 義務はなし)	・自己の通常訴訟費用 (特約等で ATE 保険 の補償対象とする ことは可能) (被告の通常訴訟費用 は ATE 保険で補償)
被告	・通常訴訟費用	・自己の通常訴訟費用 ・原告の下記費用 通常訴訟費用 成功報酬 ATE 保険の保険料	・通常訴訟費用	・なし。 被告の通常訴訟費用 は原告が負担し、最終 的には ATE 保険で補 償される。

(出典：ジャクソン改革提案書等をもとに作成)

図表 9 条件付成功報酬制度、ATE 保険への加入による訴訟費用の最終負担者

	原告の通常訴訟費用	被告の通常訴訟費用	成功報酬	ATE 保険の保険料
原告勝訴	被告	被告	被告	被告
原告敗訴	原告 (特約等で保険の対象)	ATE 保険の保険会社	発生せず	発生せず

(出典：ジャクソン改革提案書等をもとに作成)

(2) 現行ルールに対する問題点等

ここでは、ジャクソン改革提案書で検討されている、成功報酬と ATE 保険の保険料の敗訴者への転嫁ルールの問題点を説明する。

a. 条件付成功報酬制度における成功報酬の敗訴者への転嫁について

条件付成功報酬制度は、原告が一切のリスクを負わず訴訟遂行できることから、被害者たる原告の司法へのアクセス促進という観点で大いなるメリットであることは確かである。これを踏まえた上で、被告が、原告に生じた合理的とされる通常の費用を超えてさらに費用を負担することが妥当なのか、そして、条件付成功報酬制度において、引き続き敗訴者に成功報酬を転嫁することを認めるべきか、図表 10 のとおり、弁護士、保険会社を始めとして様々な分野から賛否両論いろいろな意見が出された。

図表 10 成功報酬制度等における成功報酬等の転嫁に対する主な意見

転嫁の継続に賛成の意見	<ul style="list-style-type: none"> 成功報酬・ATE 保険の保険料を被告に転嫁できないと損害が 100%回復できないが、被告の不法行為により損害を受けたのに何故 100%の損害回復がなされないのか説明がつかない。 転嫁ルールは、民事法律扶助の後退を補い、同扶助を受けられない中間層が同扶助を受けられる者よりも司法へのアクセスを阻害されることを避けるために導入されたものであり、継続すべき。
転嫁の継続には反対の意見	<ul style="list-style-type: none"> 一般的に、弁護士費用のうちの 70%が諸経費で 30%が弁護士の利益となる。したがって、100%の成功報酬を得る場合には、弁護士が得る追加の報酬は 3 倍以上であり⁸、過大な金額となっている。 原告は、成功報酬を敗訴者に転嫁できる制度のもとでは、訴訟の結果にかかわらず成功報酬を負担しない。そのため、成功報酬額についての関心は低く、それが高額化の一因ともなっている。敗訴者に転嫁できなければ、原告は成功報酬額の引き下げ交渉を行う。

(出典：ジャクソン改革提案書をもとに作成)

これらの賛否両論の意見も踏まえた上で、ジャクソン改革提案書では、敗訴者への転嫁ルールには下記の欠陥があり、これが結果として訴訟費用を不相当に高騰化させていると問題指摘している。

- 民事法律扶助のように資格要件（資力要件に加え、勝訴の可能性及び勝訴するために必要な費用をかける価値があるか等を要素としたメリット要件）がない。
- 原告にとっては、勝訴でも敗訴でも費用負担はないため、費用について関心はなく、費用を管理しない。
- 敗訴した被告は、「自己の通常訴訟費用」＋「原告の通常訴訟費用」＋「原告の ATE 保険の保険料」＋「原告の成功報酬」を負担することになり、最大で 4 倍近くの費用を負担する可能性がある。被告にとってこの費用負担は過度に重く、

⁸ 通常の弁護士の利益は全体の費用の 30%程度とされており、成功報酬を 100%とした場合は、通常の

この過度な負担を恐れて、勝訴の可能性が高いにもかかわらず、早い段階で和解してしまうということも生じうる。

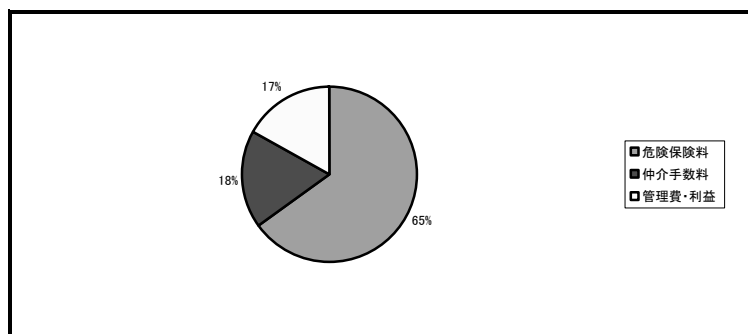
b. ATE 保険の保険料の敗訴者への転嫁について

ATE 保険の保険料を保険契約者が敗訴者に転嫁できる点について、成功報酬と同様にこれを今後も継続して認めるかの問題提起が出されている。敗訴し最終的な支払責任を負う被告は、保険契約の当事者ではないため、ATE 保険の保険料につき保険会社に対し異議を申し立てられない。また、費用を裁定する裁判官も保険料を減額する権限がない。したがって、ATE 保険の保険料はコントロールが効かないため敗訴者への転嫁を認めるべきでないという意見が出されている。

理論的観点で見ると、法的に転嫁が認められるのは法的費用だけであるが、ATE 保険の保険料は真の法的費用ではないとの意見も出ている。さらには、ATE 保険の保険料は真に保険が必要な敗訴した場合には支払う必要がなく、保険が必要でない勝訴した場合に支払う必要があり、厳格に解すると保険料ではないという意見もある。

一方で、経済的観点からは、ATE 保険を通さずに、一方向の費用負担転嫁を認めるルールを導入すれば、図表 11 の ATE 保険の保険料内訳のとおり、仲介手数料や保険会社の管理費・利益がない分、被告の負担は少なくなると言われている⁹。

図表 11 ATE 保険の保険料の内訳



(出典：ジャクソン改革提案書をもとに作成)

権利主張・権利保護にあたり原告の負担をなくすということが ATE 保険の目的であるが、ジャクソン改革提案では、そのルールが意図した社会的目的を達成することについて不適切な方法であるとしている。そして、ATE 保険の保険料の敗訴者への転嫁ルールを廃止すべきとの結論を出している。

保険料の敗訴者への転嫁が認められなくなった場合でも、原告は保険料を自己負担して ATE 保険に加入することはできる。ATE 保険の保険料転嫁ルールがなかった

弁護士報酬に対して 100/30 で約 3.3 倍水準となる。

⁹ 危険保険料が 65%であることから、理論的には 65%水準となる。加えて、敗訴した場合に備えての上乗せがない分、負担はさらに低くなると思われる。

2000年4月以前の状態に戻るだけである。一方で、改革案が実現すると、原告がATE保険に加入するメリットが小さくなり、加入件数が減少しATE保険の保険会社は大きな損害を受けると予想される。しかし、ジャクソン改革提案書では、この分野の保険会社の利益を保護するために、現状維持とすることはできないとしている。この改革により、BTE保険の加入者は増加し、補償の範囲も広がる可能性がある。BTE保険の保険料はアップする可能性があるといわれているが、BTE保険の加入者は、訴訟に巻き込まれる可能性は非常に低く¹⁰、万人は一人のためにという保険の原則が適用されることから、ATE保険の保険料よりは相当に低額となる。火災保険の特約で15ポイント¹¹～20ポイント¹²程度である。

ATE保険の保険料の敗訴者への転嫁ルールの廃止により、原告は今までより不利な状況となるが、ジャクソン改革提案書は、この原告を保護する対応策（一方向費用転嫁ルール）も併せて提案している。この対応策については項を改め3.(2)で説明したい。

3. イギリスにおける民事訴訟費用ルールの改革

前記の問題点を踏まえ、ジャクソン改革提案書の改定案を説明する。

(1) 条件付成功報酬制度の成功報酬の転嫁ルールの廃止、その場合の代替策

前記2.の検討結果を踏まえ、ジャクソン改革提案書は成功報酬の敗訴者への転嫁ルールの廃止を提案している。成功報酬の転嫁ルートを廃止した場合、原告は成功報酬を損害賠償額等の中から自己負担することになり、損害が100%補償されないという結果となることから、併せて、原告の保護に関する対応策を提案している。具体的な改革の提案内容として、人身傷害の場合について下記の3点を挙げている。

- 苦痛・快適性の喪失に関する損害賠償の水準を一律に10%引き上げる。迷惑行為、名誉毀損その他個人に苦痛を与える不法行為についての損害賠償の水準も同様に10%の増額を行う。条件付成功報酬制度を利用しない原告にとっては増額分が得することになるが、もともと、イギリスの損害賠償額の水準は低いとされており、この提案内容は問題ないとしている。
- 弁護士に支払う成功報酬は、トータルの損害賠償額から将来の治療・損害に関する損害賠償額を控除した額の25%を上限とする。
- 原告が和解を提案し被告がこれを拒否したが、原告の和解提案より被告に有利な判決を得ることができなかった場合、原告が合理的な和解案を提案したことに対してメリットを与えるべきとし、裁定される金銭的損害の10%増を認めることとしている。

¹⁰ 事故が生じてから加入するというのではなく、何もない時に加入するので、訴訟に巻き込まれる可能性は一般的に低いということである。

(2) ATE 保険の保険料の敗訴者への転嫁ルールの廃止、その場合の代替策

ATE 保険の保険料の敗訴者への転嫁についても、前記 2.(2)b. で説明したとおりの問題があり、ジャクソン改革提案書では、この転嫁ルートを廃止することにした。そして、その結果として生じる原告の不利をカバーするために、一方向費用転嫁ルートを提案している。以下、提案されている一方向費用転嫁ルールについて説明する。

a. 一方向費用転嫁 (one way cost shifting) ルールについて

一方向費用転嫁ルールでは、原告が勝訴した場合には原告の訴訟費用を被告に転嫁でき、逆に、敗訴した場合でも原告は被告の訴訟費用の負担リスクを負わない。このルールにより、原告は、敗訴した場合に自己の訴訟費用を除き、相手サイドの費用負担しないことになるため、条件付成功報酬制度・ATE 保険と同様のメリットを受けられ、両制度を利用する必要がなくなる。したがって、両制度において敗訴者への費用転嫁ルールが引き起こしている民事訴訟費用の高騰を抑えることが可能となる。

この一方向費用転嫁ルールの対象とすべき分野としては、人身傷害及び公序良俗の観点で当事者が対等でない分野であり、警察への訴訟、個人の名誉毀損、メディアに対するプライバシー侵害の訴訟等をあげている。

このルールに対しては、「一方向」ということで、表面的には不公平感はあるものの、下記のとおり、導入の理由は、訴訟の現状と現行制度の問題点を踏まえた内容となっており、合理的であると思われる。

- 人身傷害の場合に、ほとんどのケースで原告が勝訴し、被告が費用を原告に転嫁することはほとんどないため、全体として両方向費用転嫁ルールにするメリットは被告には少ない。(現状を踏まえた一定の割り切り)
- ATE 保険の保険料の敗訴者への転嫁ルールの主要目的は、原告が敗訴した際の被告の費用を負担することを補償することであるが、一方向費用転嫁ルールでは、より低いコストで同様の目的を達成することができる (2.(2)b.参照)。

b. 一方向費用転嫁ルール導入に際しての濫訴等の防止策

一方向費用転嫁ルールを導入した場合には、原告に費用負担リスクがないことから、原告が根拠のない訴訟等を行うことが考えられる。また、被告から合理的と思われる和解提案が出されても、原告は、和解提案を拒絶し、最後まで訴訟で争うという事態が生じうる。したがって、一方向費用転嫁ルールを導入する場合には、原告の根拠のない訴訟等を抑制し、また、被告からの合理的な和解提案を原告が受け入れることを促進する仕組みを整備する必要がある。ジャクソン改革提案書はその対応策として、原告が不合理な訴訟遂行をした場合などに原告に費用を負担させる余地を残しておく等、図表 12 の内容を提案している。

ただし、一方向費用転嫁ルールの下でも、原告が敗訴した場合には自己の訴訟費用は原告負担となるため、ジャクソン改革提案書では特に触れてはいないが、このことは原告の濫訴防止等に一定寄与するものと思われる。

図表 12 一方向費用転嫁ルールを導入するにあたっての必要となる対応策

原告の根拠のない訴訟等を抑制するための対応策	<p>次のような規定を追加し、原告が不合理な訴訟遂行をした場合等に、原告に費用を負担させる余地を残しておくことにより、濫訴等の抑止力とする。</p> <p><追加すべき規定案></p> <p>原告に対してなされる人身傷害・医療過誤に関する訴訟についての費用支払命令は、次のような状況を勘案して支払うべき合理的な金額を超えてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての当事者の財務状況 ・訴訟に関連する論争についての行動
原告が被告からの合理的な和解提案の受け入れを促進する対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・原告が合理的な理由なしに被告の和解提案を拒絶し、その和解提案より有利な判決を得られなかった場合等には、和解提案後に生じた費用を原告に負担させることができる。 ・なお、逆の場合として、被告が原告の和解提案を拒否し、この和解提案より被告に有利な判決を得られなかった場合は、原告に支払う損害賠償額を10%増とするとの提案も併せ行っている。

(出典：ジャクソン改革提案書をもとに作成)

原告は、一方向費用転嫁ルールの下でも、敗訴した場合の自己の費用負担に備えてATE保険に加入することは意味のないことではない。ある費用交渉人の資料によると、2006年7月から2009年1月までに解決した案件における原告が負担した費用は、訴訟類型別に見ると図表13のとおりであり、どの訴訟類型でも平均費用は600ポンド未満である。交通事故の場合だけを見ると、平均で441ポンドであるが、前記2.(1)c.(b)イの図表7のとおり、交通事故に関する迅速訴訟の場合のATE保険の保険料水準は、250ポンド～600ポンドであるが、原告の訴訟費用を補償するATE保険の保険料がこれとほぼ同水準であるとすれば¹¹、費用対効果を考えると、ATE保険に加入するメリットは少ないと思われる。保険者としては、事故が発生する以前の平時に、BTE保険への加入を勧めるべきと思われる。

図表 13 訴訟類型別原告の負担した費用

訴訟の種類	件数	平均費用	コメント
使用者賠償責任（事故）	7,747	588ポンド	74%が1,000ポンド未満
一般賠償責任訴訟	4,954	532ポンド	79%が1,000ポンド未満
使用者賠償責任（疾病）	384	590ポンド	77%が1,000ポンド未満
交通事故	35,680	441ポンド	81%が1,000ポンド未満

(出典：ジャクソン改革提案書をもとに作成)

¹¹ この250ポンド～600ポンドは、原告が敗訴した場合の被告の訴訟費用を補償する保険料であるが、原告の訴訟費用と被告の訴訟費用に大きな差はないと仮定すれば、原告の訴訟費用だけを補償するATE保険の保険料は、被告の訴訟費用を補償する通常のATE保険と同水準になるはずである。

(3) ジャクソン改革提案書に対する各種意見

成功報酬と ATE 保険の保険料の敗訴者への転嫁ルールを廃止すべきというジャクソン改革提案書が公表されて以降、各方面から様々な意見が出ている。前記 2.(2)で説明した内容に加えて、図表 14 のような意見が出されている。

図表 14 ジャクソン改革提案書に対して寄せられた各種意見

賛成論	反対論
<ul style="list-style-type: none"> ・イギリス・ウェールズの裁判官の団体は、この改革により、より効率的な民事訴訟制度が構築できるとしている。(Business Insurance 2010.1.25)。 ・本改革提案書の作成を命じた記録長官は、ジャクソン改革提案書は創意に富み、現実的であると、これにより民事訴訟費用は下げられ、民事司法はより効率的で公正になると評価している。提案書作成に際しては、全ての利害関係者の意見が聴取され、考慮されているとしている (OUT-LAW.News, 2010.1.20)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ATE 保険の保険会社等は、この提案により、司法へのアクセスを否定し、正当な訴訟の資金がない層をサポートするために構築された訴訟支援市場を破壊する可能性があるとして指摘している。さらに、提案されている人身傷害における一方向費用転嫁ルールは、紛れもなく、根拠のない訴訟、濫訴の増加につながるとしている。また、費用を巡る付随的訴訟を引き起こすとしている (The Law Gazette 2010.1.27)。 ・提案された損害賠償額の 10%アップでは、通常は成功報酬額をカバーすることはできず、そのため 100%の損害賠償額の補償ができない事態となる。ジャクソン改革提案書ではイコールだとは言っているが、これを証明する統計的証拠が示されていない。いずれにしても、転嫁ルールがなくなることで、原告に不利になる (The Law Gazette 2010.1.27)。

(出典：図表内に記載)

(4) 小括

以上に対する小括として、条件付成功報酬制度と ATE 保険、そして、成功報酬と ATE 保険の保険料の敗訴者への転嫁ルールのわが国への導入の可否につき説明する。

わが国の民事法律扶助制度は、弁護士報酬を初めとした各種費用の立替払いである。したがって、最終的には被扶助者は立て替えられた費用を返還する必要がある。民事法律扶助制度の対象となっても、最終的には訴訟費用は自らが負担することを考えると、わが国においてもイギリスにおけるこのようなルールの導入に対するニーズはあると考えられる。わが国とイギリスでは、権利の主張、訴訟に対する考え方が異なり、同様のルール導入により、一挙にイギリスと同様の事態になるとは考えにくい。イギリスにおける経験と現状を見れば、これらルールを導入する場合でも、敗訴者への転嫁ルールまで認めることは避けるべきと考えられる。そして、条件付成功報酬制度と ATE 保険が真にわが国の司法風土・国民感情等に馴染むのかを見極める必要がある。現在、イギリスにおいて提案されている敗訴者への転嫁ルールの廃止とその代替策が、原告の司法へのアクセスの確保と被告の費用負担の軽減に真に貢献できるかに関して、その運営実績を見た上で、わが国における条件付成功報酬制度と ATE 保険の導入の可否を改めて検討すべきと考えられる。

もう1点、成功報酬の敗訴者への転嫁ルール廃止の代替案としての「損害賠償額の10%の増額」についてコメントしたい。形の上では、損害賠償額の上乗せであり、法的には、人身傷害の損害賠償額の一部との位置づけと考えられる。したがって、条件付成功報酬制度を利用せず、成功報酬の支払義務がない場合でも、損害賠償額は10%アップすることになる。原告たる被害者が損害額以上を回復し、利益を得ることは問題と考える。ジャクソン改革提案書では、もともとイギリスの損害賠償額の水準は低く、今回が損害賠償額の水準を引き上げる良い機会だといっているが、損害賠償額算定の問題は、不法行為制度の一つの根幹をなす重要な課題である。この重要な問題について、費用負担の問題に関連させて、損害賠償額の水準自体を引き上げようとすることは問題であり、より慎重な検討が必要と思われる。また、成功報酬制度を認めている国でイギリス以外の国は、成功報酬の敗訴者への転嫁を認めていないことから、イギリスにおいて成功報酬の敗訴者への転嫁ルール廃止に対する代替策としての損害賠償額の10%増の必要性に関しても、さらなる検討が必要と考える。

一方で、「損害賠償額の10%の増額」の法的位置づけを、転嫁できなくなる成功報酬等に対する補償と考えると別の展開が考えられる。この位置づけとすると実際に成功報酬を支払った場合にのみ、実際に支払った額ではなく損害賠償額の10%増にとどめることにより敗訴者の負担額を抑える結果をもたらす。条件付成功報酬制度を利用しない場合はこの10%増は認められず、これにより勝訴者が利益を得ることはなくなる。厳密に解せば、成功報酬が損害賠償額の10%よりも低い場合には、その差額分につき勝訴者は利益を得ることになるが、これは極めて稀な例と思われる。今後の検討の推移を見守りたい。

4. 訴訟費用保険について

わが国の訴訟費用保険には、ATE保険はなく、BTE保険しかないことから、本章ではわが国における訴訟費用保険の参考とするために、イギリスにおけるBTE保険について概説する。現在、わが国における訴訟費用保険の対象は、人身傷害・財物損壊が生じた場合に限られ、補償の対象を拡大するという意見もでており、この点についても併せ説明することにした。

なお、イギリスにおけるBTE保険を概説する前に、欧州における訴訟費用保険の現状について触れておく。欧州保険委員会傘下の各国の保険協会加盟の保険会社の訴訟費用保険は、ドイツが第1位の保険料であり、欧州保険委員会傘下全体の約45%を占め、2008年では約32億ユーロである。次いでフランスとイギリスが続き、両国はほぼ同規模の保険料で約7億ユーロである。欧州保険委員会傘下全体として見れば、2008年は対2003年比で約33%増、対前年比では約4%増¹²となっており、着実に増収している。中でも、イギリスは対2003年比50%以上の増率となっている。

¹² 計算上の増率は、2.8%であるが、統計資料は4.0%となっているので、そのままの数字を使用する。

図表 15 欧州主要国の訴訟費用保険の保険料の推移

(年、百万ユーロ)

	2003	2004	2005	2006	2007	2008	03→08の増率
イギリス	465	558	620	708	804	713	53.3%
ドイツ	2,827	2,924	3,014	3,066	3,158	3,204	13.3%
フランス	515	543	558	603	666	730	41.7%
欧州保険委員会傘下計	5,467	5,834	6,182	6,553	7,085	7,285	33.3%

(出典：「欧州保険委員会統計資料 (CEA Statistics N° 37) European Insurance in Figures October 2009 をもとに作成)

(1) イギリスにおける BTE 保険について

普及率を初めとした BTE 保険の現状を説明し、BTE 保険の概要をイギリスの大手保険会社の例をもとに説明する。さらに、EC 指令「ソルベンシー II 枠組指令 (2009/183/EC)」¹³で規定されている被保険者の弁護士選定権についても触れる。

a. 現状

BTE 保険は、通常の保険と同様に事前に加入する。個人が加入する場合にはその多くは自動車保険、火災保険の特約として販売されている。旅行保険に付帯される場合もある。雇用問題に関する訴訟費用保険のように労働組合などアフィニティーグループのメンバーシップを通じて手配されるものもある。普及状況については、正確なデータはないものの、イギリス法務省の報告書「Legal expenses insurance report : The Market for 'BTE' Legal Expenses」によれば、この調査に参加した保険専門家は、2006年の成人が 4,740 万人との前提で、2,370 万人が本保険（特約）を保有していると推定しているとのことである。また、同じく同報告書では、マーケット・消費者情報の調査会社である Mintel 社の推定を引用し、自動車保険の一部として、1,850 万人が、火災保険の一部として 1,420 万人が、そして、470 万人が旅行保険を通して、本カバーを保有しているとしている。

ジャクソン改革提案書によれば、BTE 保険には 2 つの種類があり、保険会社が弁護士費用を負担するタイプと弁護士の紹介だけを行うタイプがある。図表 16 のとおり、保険契約者にとって前者のタイプが便益が大きく、このタイプの BTE 保険を普及させることが公共の利益に資するとしている。

図表 16 保険会社の関与程度別 BTE 保険の内容

区分	BTE 保険の概要 (含むメリ・デメ等)
保険会社が弁護士費用を負担する	保険会社は被保険者のために弁護士費用を負担する。通常の場合は、保険会社は弁護士網を有し、その弁護士 (パネル弁護士) から選定する。保険会社は、絶えず、同社のパネル弁護士に訴訟を紹介することができる。保険会社はコストを下げることに関心が高く、その交渉力を活かして、時間単価の引き下げ、別の手数料体系を

¹³ 同権利は、訴訟費用保険指令 (87/344/EEC) で規定されていたが、同指令はソルベンシー II 枠組規制に統合されている。

区 分	BTE 保険の概要（含むメリ・デメ等）
	協議する等コストダウン対応に注力。
保険会社は弁護士 の紹介だけを行う	保険会社は弁護士に案件を紹介し、紹介料を受領する。訴訟は通常は条件付成功報酬制度で遂行される。保険会社が弁護士報酬を支払うわけでないため、弁護士報酬の水準等に関心はなく、引下げ交渉もしない。そのためコストはアップする。また、弁護士から保険会社への紹介料もコストアップの一因となっている

（出典：ジャクソン改革提案書をもとに作成）

b. ある大手保険会社の家族型訴訟費用保険について

あるイギリスの保険会社の家族型訴訟費用保険（BTE 保険）の概要は図表 17 のとおりである。保険契約者およびその家族の人身傷害に関連する請求を初めとした訴訟費用を補償するとともに、24 時間・365 日アクセス可能な電話法律相談サービス、医療・個人問題電話相談サービス等を提供している。

図表 17 家族型訴訟費用保険の主要な補償内容と免責事項

項目	補償内容	主な免責事項
人身傷害に関連する請求	被保険者に責任のない死亡・人身傷害事故による損害を請求する訴訟費用を 50,000 ポンド ⁶ まで支払う。	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者が運転していた自動車に関連する請求 治療に関連する請求 合理的に判断して勝訴の可能性のない請求
医療過誤に関連する請求	治療行為により被保険者が死亡・人身傷害を被った場合の損害賠償を請求する訴訟費用を 25,000 ポンド ⁶ まで支払う。	<ul style="list-style-type: none"> 合理的に判断して勝訴の可能性のない請求 治療行為が保険期間外に行われた場合等
消費者契約に関する請求	被保険者が売買・賃借したもの、有償で受けたサービスに関する争いで、被保険者が訴えるかあるいは訴えられる場合の訴訟費用を 25,000 ポンド ⁶ まで支払う。	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者の業務に係る契約 100 ポンド⁶未満の消費者契約に関する請求 自動車およびその部品・付属品に関連する請求 保険期間開始後に購入した商品やサービスに関連する請求を除き、保険期間開始後 3 か月以内に開始した消費者契約に係る請求 自宅の建築・改装・拡張に関する争い 合理的に判断して勝訴の可能性のない請求
雇用契約に関連する請求	雇用者との間に争いがあり、雇用審判所で弁護士等に委託する場合に、25,000 ポンド ⁶ まで支払う。	<ul style="list-style-type: none"> 雇用審判所の対象とならない争い 合理的に判断して勝訴の可能性のない請求 自営業の場合に、業務委託あるいは役務提供契約に関連する請求
調停	近隣との騒音・自宅への通行（通路を近隣と共有している場合等）、境界に関連して争いがある場合に、5 時間までの調停に対して 2,000 ポンド ⁶ まで支払う。	<ul style="list-style-type: none"> 住居が永住の家でない場合は対象外

（出典：ある大手保険会社の契約概要をもとに作成）

c. 被保険者による弁護士を選択

ジャクソン改革提案書では、イギリスにおいては、被保険者の弁護士選定権を規定している前記 EC 指令にもかかわらず、保険会社が実質的に弁護士を選定している点について、指摘だけにとどめ、一步踏み込んだ提案をしていない。このことについて現状を含めその理由を説明し、併せ、私見を述べる。

(a) 現状

ソルベンシー II 枠組指令（2009/183/EC）では、訴訟費用保険の被保険者が自己の弁護士を選定できるようにすることを規定している。これを受けて、イギリスでは命令 1990No.1159 保険会社規制（'Insurance Companies (Legal Exoenses Insurance) Regulations 1990'：以下、「保険会社規制 1990」）で、訴訟手続に進んだ場合の被保険者の弁護士選択の権利を規定し、この権利は保険証券に明記されなければならないとされている。被保険者としては、身近で自己が選んだ信頼の置ける弁護士に依頼したいところである。一方で、保険会社は、コストダウンを図るために自社で弁護士網を構築し、この中から担当の弁護士を選定するという運営を行っている。この運営は、次のような状況から保険会社規制 1990 をクリアしている。

- 被保険者の弁護士選択の自由は、訴訟手続以前の段階まで認めるものではないため、当初は、保険会社の選定した弁護士で訴訟の準備を行うよう求めることは許される。
- いざ、訴訟の段階になって、被保険者が自ら選定した弁護士にバトンタッチすることは現実的でなく、継続して保険会社が選定した弁護士で訴訟が行なわれることが一般的である。

(b) 小括

ジャクソン改革提案書では、保険会社のコストダウンは、結果として保険料の引き下げにつながることから、現行の運営方法のメリットも認めており、被保険者に弁護士選定の自由が事実上ないことの指摘のみにとどめ、保険会社規則 1990 を変更することは提案していない。保険会社が弁護士を選定することによりコストが削減され、その結果として保険料が低くなっていることを考えると、一概に保険会社規制 1990 を変更して、被保険者に完全な弁護士選択の自由を認めることが本当に良いのかはさらに検討する必要があるだろう。

被保険者からの苦情の一つとして、地理的に離れた弁護士を選定されることがあげられる。保険会社サイドには、弁護士網を維持するために登録された弁護士にバランスよく業務を配分したいという意図があると思われるが、保険会社としては被保険者の利益を第一に考え行動すべきである。もともと、被保険者の近隣に保険会社の弁護

士網に登録されている弁護士がいないということも想定される。保険契約者は契約締結する際に、弁護士網を確認する等の注意が必要であるが、弁護士網が訴訟費用保険の重要な要素であることから、保険会社としても、契約時に近隣の弁護士リストを開示する等の対応も必要ではないかと考える。

(2) わが国の状況

三井住友海上社の商品内容の概要と日本弁護士会連合会と提携して運営している弁護士紹介制度について触れたい。

a. 商品内容

訴訟費用保険は、現在、わが国では弁護士費用特約という特約ベースで自動車保険等に付帯する形で販売されている。補償対象となる事故は保険会社および特約の種類により異なる。三井住友海上社の例では、リスク細分型の自動車保険に、日常生活の事故、交通被害事故を対象とする2種類の弁護士費用特約を用意し、非リスク細分型の自動車保険に、日常生活の事故、自動車被害事故を対象とする2種類の弁護士費用特約を用意している。補償対象となる事故により生命・身体を害されたり、財物に損害を受け、損害賠償請求費用や法律相談費用を負担した場合に下記の保険金を支払うとしている。

○ 損害賠償請求費用保険金

相手方へ損害賠償請求を行う場合に、実際に負担した損害賠償請求費用（弁護士報酬、司法書士報酬、行政書士報酬や訴訟費用等）につき、被保険者1名につきそれぞれ300万円を限度に支払う。

○ 法律相談費用保険金

弁護士等に法律相談を行う場合に、実際に負担した法律相談費用について、被保険者1名につきそれぞれ10万円を限度に支払う。

b. 日本弁護士連合会と提携した弁護士紹介制度¹⁴

日本弁護士連合会と損害保険会社7社（2009年10月現在）は協定を結び、弁護士保険（権利保護保険）に関する弁護士紹介制度を立ち上げている。本紹介制度は、被保険者やその家族が万一の事故・被害に遭って損害賠償を求めるときに、弁護士を紹介する制度である。具体的には、同保険の被保険者等が、補償対象の事故被害に遭い、弁護士への相談を希望する場合には、引受保険会社に連絡し、保険会社から日本弁護士連合会・弁護士会の窓口（リーガル・アクセス・センター）を通じ弁護士が紹介される。被保険者は弁護士と法律相談を行い、弁護士が受任の承諾をすると事件を依頼

¹⁴ 日本弁護士連合会 弁護士保険リーフレット『弁護士保険（権利保護保険）をご存知ですか？』

することができる。法律相談料や事件を依頼したときの弁護士報酬などの費用を支払った後、弁護士から発行される受領証明書をもって、保険会社に保険金請求をする（保険会社から直接弁護士に支払うことも可能）。

(3) イギリスの状況を踏まえたわが国の訴訟費用保険のあり方

この節では、イギリスの BTE 保険の現状と課題を踏まえ、わが国の訴訟費用保険のあり様について、「弁護士の選定」と「補償対象の拡大」の 2 つの観点から私見を交えて説明したい。

a. 弁護士の選定について

イギリスでは、前記のとおり、BTE 保険においては弁護士の選定は通常は保険会社が行っている。わが国においては、イギリスのように保険会社が弁護士を選定し、事実上強制するということはない。日本弁護士会連合会と提携し弁護士紹介制度を立ち上げている保険会社もある。

イギリスと同じように保険会社が弁護士網を構築し、被保険者に弁護士選択の自由を認めないという対応も理論的には考えられるが、現時点で保険会社はそのような弁護士網を有していない。そのため、新たに弁護士網を構築し維持していくことはロードがかかりコストアップとなる。弁護士会と連携し、被保険者が求める場合に弁護士を紹介できる体制を有する現行制度が望ましいのではないかと考える。

b. 補償対象の拡大

訴訟費用保険については、2001 年 6 月の司法制度改革審議会の意見書の中で、「国民の司法へのアクセスを容易にするための方策として、訴訟費用保険が普及することは有意義であり、引き続きこのような保険の開発・普及が進むことを期待する」と記載されている。

わが国の訴訟費用保険の補償対象は、人身傷害や財物損壊に関する損害賠償を請求するための弁護士費用等に限定されている。イギリスの訴訟費用保険のように補償対象を拡大することは、訴訟の結果にかかわらず各当事者が弁護士報酬等を負担するというわが国の現行ルールのもとでは、消費者保護の観点も考慮すると、検討に値する制度と考える。ただし、訴訟費用保険によって訴訟を誘発する結果を招くことは問題であり、補償対象を拡大する場合には、濫訴を避ける仕組みも必要となる。ここで参考となるのが、前記(1)b.のとおり、イギリスの大手保険会社の BTE 保険の免責条項で定められている「合理的に判断して勝訴の可能性のない請求」という条項である。また、イギリスにおいて民事法律援助を受けるためには、勝訴の可能性及び勝訴するために必要な費用をかける価値があるか等を要素とした「リーガルメリットテスト」をクリアする必要がある、無益な訴訟については資金提供しないことにしている。わが

国の民事法律扶助でも、資力要件に加え、「勝訴の見込みがないとはいえないこと」「民事扶助の趣旨に適すること」等の要件を定めている。ドイツにおいても、勝訴の見込みがない場合には、保険者は保険給付を拒否できるとされている¹⁵。したがって、補償対象を拡大するに際しては、濫訴等を避けるため、商品面に関する手当てとして「勝訴の可能性」といった要件を追加する必要があると考える。そして、勝訴の可能性がないとして支払を行わない場合に、ドイツでとられているような紛争処理手続¹⁶なども整備することが必要であろう。

なお、わが国の現行の訴訟費用保険は、このような要件の定めはなく、明確な形で濫訴の防止についての規定が定められていない。ただし、人身傷害や財物損壊に関する損害賠償請求のための弁護士費用として補償対象を限定していること、そして、事故に遭遇した被害者の請求のための訴訟ということから、そもそも勝訴の可能性が高いこと等により、実質的に濫訴の防止が図られているものとする。

補償内容の拡大にあたっては、前記の商品面にとどまらず、種々の検討が必要であり、下記コメントが参考となる¹⁷。

- 約款等の商品設計や査定態勢の構築、紛争処理機関の設置に加えて、この種の保険の適用拡大がもたらす国民生活や司法制度への影響、これらとの関連で整備すべき法制度の枠組みなどの点について、より詳細な検討を要するであろう。

5. わが国における訴訟費用ルール（含む弁護士報酬）の現状と今後の課題

これまでイギリスにおける訴訟費用のルールと現状、そしてジャクソン改革提案書を説明してきたが、翻って、わが国における民事訴訟費用ルールの状況について概説し、イギリスにおける現状・改革案等も踏まえて、わが国での方向性について説明したい。

(1) わが国の民事訴訟費用ルール

わが国の民事訴訟費用ルールでは、法定の民事訴訟費用とそれ以外の民事訴訟費用で取り扱いが異なっており、前者については敗訴者が負担し、後者は、各訴訟当事者が負担することになっている。民事訴訟費用ルールの概要を説明する。

a. 法律で定められている民事訴訟費用について

(a) 民事訴訟費用の区分について

わが国における民事訴訟の訴訟費用は、民事訴訟費用等に関する法律（以下、「民訴

¹⁵ 應本昌樹『ドイツの権利保護保険に関する一考察—法制度的枠組みを中心に—』損害保険事業総合研究所 損害保険研究第72巻第1号（2010.5） p189

¹⁶ 應本昌樹『ドイツの権利保護保険に関する一考察—法制度的枠組みを中心に—』損害保険事業総合研究所 損害保険研究第72巻第1号（2010.5） p184

¹⁷ 應本昌樹『ドイツの権利保護保険に関する一考察—法制度的枠組みを中心に—』損害保険事業総合研

費用法」)によりその範囲が定められている(同法第2条)。図表18のとおり、裁判費用と当事者費用の2種類に区分され、前者は、民訴費用法第2章で「裁判所に納める費用」として規定され、後者は、民訴費用法第2条第3号以下に定められている。民事訴訟法第61条¹⁸では、民訴費用法で定められた費用だけを訴訟の敗訴者が負担すると定めており、弁護士報酬等これ以外の広義の訴訟費用は当事者各自で負担する。

図表 18 民訴費用法に定める訴訟費用

費用の区分		具体的内容
裁判費用(裁判所に納める費用)	手数料	訴えの提起等各種の申立ての手数料
	手数料以外の費用	証拠調べ費用、書類の送達費用、裁判官の出張旅費等
当事者費用	当事者、訴訟代理人	旅費・日当・宿泊料
	その他	訴状その他の書面の作成および提出の費用等

(出典：菊井維大、村松俊夫他『コンメンタール民事訴訟法Ⅱ』をもとに作成)

(b) 訴訟費用の負担の裁判とその執行

訴訟が裁判によって終了した場合には、訴訟費用の裁判により訴訟費用の負担の義務者が決められる¹⁹。この負担の裁判に基づいて当事者間の費用償還に関する権利義務が生じる。前記のとおり、民訴費用法で定められた費用だけを敗訴者が負担することになるが、一部敗訴の場合には、通常は各当事者が費用を負担する²⁰。その負担割合は裁判所が定める。「訴訟費用はこれを5分し、その一を原告の、その余を被告の負担とする。」というような内容の判決が出されるが²¹、事情により当事者の一方のみに負担させることもできる。

この判決により費用負担者とその負担割合は確定するが、具体的な費用額が確定していない。そのため、この判決だけで権利を行使することができず、負担の裁判が執行力を生じた後に、改めて申し立てを行い、第一審の裁判所書記官により決定される必要がある²²。なお、この訴訟費用額確定手続は、図表19のとおり、地方裁判所、簡易裁判所とも1%を大きく下回る、極めて少ない件数しか申し立てられていないのが実情である。これは、改めて裁判所に申し立てることが必要であること、金額の低さ

究所 損害保険研究第72巻第1号(2010.5) p191

¹⁸ 民事訴訟法第61条では、「訴訟費用は、敗訴の当事者の負担とする。」と規定されている。

¹⁹ 民事訴訟法第67条第1項で「裁判所は、事件を完結する裁判において、職権で、その審級における訴訟費用の全部について、その負担の裁判をしなければならない。ただし、事情により、事件の一部又は中間の争いに関する裁判において、その費用についての負担の裁判をすることができる。」と規定されている。

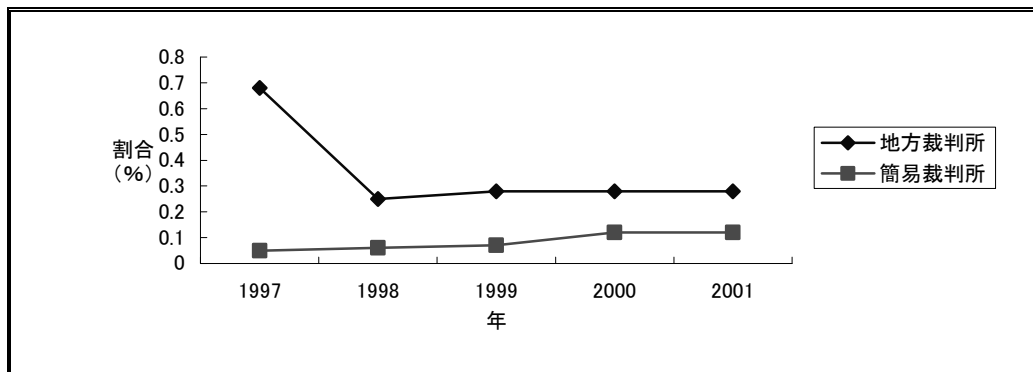
²⁰ 民事訴訟法第64条では、「一部敗訴の場合における各当事者の訴訟費用の負担は、裁判所が、その裁量で定める。ただし、事情により、当事者の一方に訴訟費用の全部を負担させることができる。」と規定している。

²¹ 菊井維大、村松俊夫他『コンメンタール民事訴訟法Ⅱ』日本評論社(2006.4)第1編第4章前注p.18

²² 民事訴訟法第71条第1項で「訴訟費用の負担額は、その負担の裁判が執行力を生じた後に、申立てにより、第一審裁判所の裁判所書記が定める。」と規定されている。

とともに、日本人の国民性とも関連しているといわれている²³。

図表 19 裁判所種類別 訴訟費用額確定申立の割合推移



(出典：司法アクセス検討会第4回(2002.4.23)資料をもとに作成)

また、司法制度改革推進本部管下の司法アクセス検討会の論議では、訴訟費用額確定手続は、当事者にとっても裁判所にとっても手続が煩わしい点があるが、この手続が利用されていない理由として挙げている²⁴。2001年6月の司法制度改革審議会意見書では、「訴訟費用額確定手続を簡素化すべきである。民事訴訟に要した費用のうち、法が訴訟費用と定める範囲のものは、原則として訴訟の敗訴当事者が負担すべきものとされている。したがって、勝訴当事者は、その支出した訴訟費用の償還を敗訴当事者に請求しうるはずであるが、その手続が煩雑なため、実際にその請求をする例は少なく、結局、各自負担となっている。このことは結果として、勝訴当事者に不当に費用の負担を課していることになることから、訴訟費用額確定手続を簡素化すべきである」とされた。この内容が司法制度改革推進計画に盛り込まれ²⁵、これを受けて、2003年7月25日に「司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律」が公布され、その中で、民事訴訟等の費用の額の算定方法については、疎明資料の提出を不要とすることにして、簡素化を図った²⁶。

b. 法律で定められている以外の民事訴訟費用

民訴費用法で定められた費用以外に、広義の訴訟費用としては、弁護士に支払う報酬や、当事者が実際に裁判所へ出かけるために仕事を休む等の訴訟に要する時間や、被告として訴訟に引き出される等の精神的な苦痛も含まれる²⁷。直接、間接であると

²³ 奈良次郎『注釈民事訴訟法(2)』有斐閣(1992.5) p. 422

²⁴ 司法アクセス検討会第4回議事録より

²⁵ 司法制度改革推進計画では「訴訟費用額確定手続を簡素化することとし、平成15年3月までに、所要の措置を講ずる。」と記載された。

²⁶ 議案要旨では、「民事訴訟等の費用の額の算定については、可能な限り、記録上明らかな事実関係に基づき算定することができ、疎明資料を提出する必要がないものとなるようにする。」としている。

²⁷ 金子宏直『民事訴訟費用の負担原則』勁草書房(1998.6) p. 2

を問わず、訴訟のために支出・負担した費用の全額を敗訴者に負担させるという立法も考えられるが、敗訴者に過大な負担となる恐れもあり、当事者の費用の合理的負担・公平的負担という観点から、法は法定した費用だけを敗訴者負担としている。

弁護士報酬は支出した当事者が各自で負担するのが原則である。ただし、不法行為に基づく損害賠償請求訴訟においては、判例上、一定の範囲の弁護士費用について、不法行為と相当因果関係のある損害として賠償が認められている²⁸。ただし、実際に支払う報酬額ではなく、損害賠償請求の認容額が基準となり、交通事故訴訟では、認容額の10%前後が多く、公害・薬害訴訟では10%ないし7.5%程度が多いとされている²⁹。弁護士報酬については次項で説明する。

c. 弁護士報酬について

(a) 弁護士報酬の現状－自由化

2004年4月から弁護士会の「報酬基準」が廃止され、弁護士は自由に報酬を定めることができるようになった。日本弁護士連合会が作成した「弁護士の報酬に関する規程」によれば、「弁護士の報酬は、経済的利益、事案の難易、時間及び労力その他の事情に照らして適正かつ妥当なものでなければならない。」とされている。この規程では具体的な金額が分からず、不安を抱く依頼者もいることから、日本弁護士連合会は、「市民のための弁護士報酬ガイド」を作成し、全国の会員に対するアンケートによって各案件につき、回答の多い上位2位までの金額を公表し、依頼者の参考となるようにしている。

図表20は、交通事故の場合のアンケート結果であるが、1,000万円の損害賠償請求額に対して、着手金は20万円～30万円、報酬金は50万円～70万円程度となっている。ちなみに、2009年8月29日の週刊ダイヤモンドによると、同じく交通事故の賠償で保険会社の提示額に納得できず1,000万円の損害賠償を求めて提訴する場合に、着手金20万～50万円、報酬金50万円～70万円となっている。

図表 20 弁護士報酬の目安（交通事故の場合）

交通事故にあい、重傷を負った被害者から損害賠償請求を依頼された。弁護士の判断として、1000万円程度が妥当であると考えたが、保険会社からの提示額は500万円であったので、訴訟を提起し、その結果、1000万円の勝訴判決を得て、任意に全額回収できた。	着手金	30万円	49%
		20万円	20%
	報酬金	50万円	35%
		70万円	18%

(注：右端の数字はアンケートにおける回答率を表す)

(出典：市民のための弁護士報酬ガイド（日本弁護士連合会資料）より)

²⁸ 菊井維大、村松俊夫他『コンメンタール民事訴訟法Ⅱ』日本評論社（2006.4）第1編 第4章 前注 p. 7

²⁹ 金子宏直『民事訴訟費用の負担原則』勁草書房（1998.6） p. 192

(b) 弁護士報酬自由化の経緯と実際の対応

2004年3月までは、弁護士法第33条では、弁護士会の会則には「弁護士の報酬に関する標準を示す規定」を記載しなければならないと規定され、これを受け、日本弁護士連合会は「報酬等基準規定」を定めていた。さらに、各弁護士会もこれに準拠して標準を示す報酬規定を自治的に定めて報酬額等を示していた。2002年3月に閣議決定された「規制改革推進3か年計画」により、「業務独占資格³⁰については、報酬規定の廃止等、競争の活性化を通じたサービス内容の向上、価格の低廉化、国民生活の利便向上等を図る」とされた³¹。これを受け、2003年7月に弁護士法第33条が改正され、弁護士の報酬規定が日本弁護士連合会及び弁護士会の会則の必要的記載事項から削除された(2004年4月施行)。このため、弁護士会の会則で報酬内容を定める根拠法がなくなったことから、弁護士会報酬規定が廃止された経緯がある。

旧規定の報酬基準は図表21のとおりであり、経済的利益の額に正比例させるのではなく、率を逡減させて適用する体系となっており、合理的な内容である。司法制度改革審議会で論議されたように、一般の国民には分かりにくいという意見も出され、日本弁護士連合会としては、「事例別・類型別の弁護士報酬標準額をホームページに載せるなど、利用者が弁護士費用を予想できる方法を拡充するとともに、弁護士による報酬説明義務の励行など、国民が利用しやすい弁護士費用制度の整備にさらに努力していきたい。」としていたが³²、前記(a)の「市民のための弁護士報酬ガイド」が、その回答と思われる。なお、現行の弁護士の報酬に関する規程第2条では、前記のとおり、経済的利益だけでなく、種々の事情を考慮して決定するとあるが、具体的でないことから、具体的に規定してある旧規定を引き続き使用している法律事務所もある。

図表 21 弁護士報酬の2004年3月以前の体系

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	8%	16%
300万円を超え3,000万円以下の部分	5%	10%
3,000万円を超え3億円以下の部分	3%	6%
3億円を超える部分	2%	4%

(注) 事件の内容により30%の範囲で増減額することができる。

(出典：旧第二東京弁護士会報酬会規第17条より作成)

(c) 小括

規制改革推進3か年計画に盛り込まれているように、弁護士や公認会計士等の業務独占資格については、競争の活性化を通じたサービス内容の向上、価格の低廉化、国

³⁰ 有資格者しか行うことができない業務が法律で規定されている国家資格のこと。

³¹ 規制改革推進3か年計画では、「業務独占資格については、資格の廃止、相互乗り入れ、業務範囲の見直し、報酬規定の廃止、試験合格者数の見直し等を推進することにより、各種業務分野における競争の活性化を通じたサービス内容の向上、価格の低廉化、国民生活の利便向上等を図る。」とされた。

民生活の利便性向上を図ることは、一般論としては正しい。しかし、司法制度改革審議会での論議でも、「一般の国民にはバーゲニングする力もなく、法的な知識、手続についても同様である、アクセスは悪いし、競争原理というがどこで競争原理が働くのか」という意見³³も出ており、規制改革推進 3 か年計画の考えを弁護士報酬にそのままあてはめることは問題があると思われる。法律相談について弁護士に相談することにためらいを感じる人も約 44%存在し³⁴、また、どこにどのような弁護士がいるかという情報も少ない³⁵中で、いくつかの弁護士事務所を訪問し、最も低料金でも最も優秀な弁護士に委託するという行動パターンをとる消費者は現実問題として少ないのではないかと思われる。また、一般消費者が訴訟を初めとした法律問題を生涯で何回も経験することもあまり考えられず、消費者が経験を重ねて法律問題への理解が深まるということもあまり想定できない。

したがって、知識・経験・情報に圧倒的な格差が有る弁護士と依頼者との間で、自由競争の原理により報酬を決定することは、現実的でないように思われる。自由競争を前提とした自由契約の場合には、当事者の対等性の確保、複数の事業者へのアクセスの容易性等の前提条件が必要であり、この前提条件がない中での自由契約は、消費者へ不利をもたらす恐れが生じる。現行のルールは規制改革推進 3 か年計画を踏まえた内容であり、これを変える必要はないと思うが、前記(a)で説明したように、日本弁護士連合会が現在行っている具体的事例に基づく報酬の目安の開示等をさらに進める等の取組が必要と考える。

(2) 今後の方向性

a. イギリスの状況を踏まえた方向性

わが国においては、弁護士報酬は各当事者が負担することになっているため、損害賠償額の 100%が裁判で認められても、弁護士報酬分は自己負担が発生する結果となる。イギリスと同様に、勝訴当事者には 100%の損害回復を認めるというニーズはわが国においても高いと思われる。一方で、加害者たる被告の立場で考えると、敗訴者負担のルールが導入された場合、過大な負担を負わせる結果となり、司法へのアクセスを阻害する恐れもある。

ポイントは、原告の損害の回復と被告の費用負担の適正性に関してどうバランスをとるかということである。既に説明したようにイギリスでは、弁護士の成功報酬³⁶を

³² 第 28 回司法制度改革審議会の資料「弁護士のあり方について」（日本弁護士連合会）より

³³ 第 46 回司法制度改革審議会議事録より

³⁴ 「市民の法的ニーズ調査報告書」（2008 年 6 月 日本弁護士連合会 弁護士業務総合推進センター）によると、法律相談センター来訪者のうち 43.9%が、法律相談にくる前にためらいを感じたと回答している。

³⁵ この点については、2000 年 10 月施行の日本弁護士連合会の会則改正により、弁護士の広告が原則自由化され、インターネット等 IT 技術の普及とも相俟って、今後は広告効果が期待できる。

³⁶ 原告負担となるのは成功報酬であり、通常の弁護士報酬は敗訴した被告に転嫁できる。

原告負担として、損害賠償額を10%アップさせて、そのアップ分で成功報酬をカバーすることでバランスをとろうという改革案が出されたところである。しかし、前記3.(4)のとおり、損害賠償額を一律に10%アップさせることは問題であると考えており、わが国において同様に損害賠償額を10%アップさせるというやり方はとるべきでない。一方で、弁護士報酬を自己負担することにより損害が100%補償されない結果となることは、相互に責任があり争う場合は別として、被告に100%の過失があるような場合には、納得感がない。

これに対しては、弁護士報酬の敗訴者負担制度が対応策として考えられるが、わが国においては、2002年から2004年にかけて、この点について論議がなされ、国会に上程された法案が廃案になった経緯がある。弁護士報酬の敗訴者負担制度については、この点も含めて、項を改めてb.で説明することとしたい。

b. 弁護士報酬の敗訴者負担制度³⁷

(a) 経緯

わが国においては、弁護士報酬の敗訴者負担制度は、2002年に閣議決定された司法制度改革推進計画に基づき、司法制度改革推進本部管下の司法アクセス検討会でその具体的な制度設計が検討された。5,000件を超える意見が寄せられ、日本弁護士連合会等から反対意見が出される中、2004年の通常国会に「民事訴訟費用等に関する法律の一部改正（案）」として提出された。法案化された内容は、「双方に訴訟代理人がいること」、「裁判上の共同の申立てであること」を条件に合意による敗訴者負担を認めるというものである。この案に対しては、裁判上の合意は拒否することが可能であるが、就業規則や消費者契約約款等に「契約上の敗訴者負担条項」が盛り込まれることにより、意思に反して合意したものと取り扱われることになる点等が問題指摘された。最終的には、同年12月の臨時国会の終了をもって廃案となり、制度化に至らなかった。この弁護士報酬の敗訴者負担制度は、この際の論議で導入しないということで一定決着がついている。

(b) 改めての論議

理論的には、損害の100%回復という被害者保護の観点からは弁護士報酬を敗訴者負担とする制度は合理的である。そして、弁護士報酬も妥当で合理的な水準で透明性も高い内容となっていること、必要な限度に限定される³⁸ということであれば、敗訴した場合の負担額の予測可能性も確保される。ただし、訴訟経験の少ない一般消費者

³⁷ わが国における弁護士費用の敗訴者負担制度に関する論議については、「消費者保護とその実効性を担保するための諸制度について（当研究所発行「損保総研レポート第89号」2009.9 p. 3～）」を参照願う。

³⁸ 例えば、主要争点ごとに、それぞれの専門の弁護士に委託し、弁護士報酬が2名分になったとしても、敗訴者が負担する金額は、1名分の弁護士報酬のみとするというような取り扱い。

の観点からは、訴訟の勝敗の予測が難しい中、敗訴した場合に相手方の弁護士報酬までも負担するということになる、訴訟することをためらうことも考えられる。2002年～2004年における法律家による反対意見及び一般から寄せられた意見等を見ても、わが国においては、一般的な弁護士報酬の敗訴者負担制度は、時期尚早と思われる。

一方で、その検討の際に日本弁護士連合会から提案された「片面的敗訴者負担制度」は、検討する価値はあると考える。日本弁護士連合会の見解によれば、両当事者が対等の立場である個人対個人の訴訟でさえ、「訴訟を始めるにあたって、勝訴が明らかな事例などというのは極めて希であり、殆どの事例において裁判を始めるにあたっての勝敗予測は困難なのである。(一部省略)このように大半の訴訟において勝敗見通しが不確実である事情の下では、弁護士報酬敗訴者負担制度は訴訟提起や応訴を抑制する方向に作用する」としている。そして、訴訟結果が公共的利益をもたらすような訴訟については、原告が勝訴した場合のみ敗訴した被告に原告の弁護士報酬を負担させようといういわゆる片面的敗訴者負担の制度が導入されるべきであるとしている³⁹。具体的には、消費者契約法第10条に基づく「取引約款の無効を主張する訴訟」、「公害・環境に関する訴訟のうち環境侵害行為の差し止め訴訟」などである。ジャクソン改革提案書の「一方向費用転嫁ルール」とは、片面的・一方向ということでは類似の制度と思われる。そして、形の上では、不公平に見えても実態的に見て、合理的説明ができ、妥当な内容であればルール化し得るという点では参考になると思われ、今後のイギリスにおける「一方向費用転嫁ルール」の論議の推移を見守りたい。

なお、弁護士報酬の費用負担を補償するものとして、この敗訴者負担制度とともに、訴訟費用保険が考えられる。この訴訟費用保険については、イギリスの状況、ジャクソン改革提案書等で論議された内容も踏まえて、わが国における現状と今後の方向性については前章で説明したとおりである。

6. おわりに

イギリスの民事訴訟費用ルールは、条件付成功報酬制度や ATE 保険などわが国にならぬルールを導入しているが、司法へのアクセスを容易にするという観点で導入したこれらのルールが民事訴訟費用の高騰化を招いている現実があり、現在、揺り戻しも含めた改革案が検討されているところである。本稿では、イギリスの現状と民事訴訟費用ルールの改革案等につき、わが国における民事訴訟費用のあり方、訴訟費用保険の方向性の参考とできるよう、保険に関係ある内容を中心に説明してきた。

この中で、わが国において成功報酬制度を導入し、それに対応して損害保険業界として ATE 保険を導入することは、成功報酬・ATE 保険の保険料の敗訴者への転嫁ルールの導入によりイギリスで生じている民事訴訟費用の高騰という事実を考えると、慎重な検討が必要であろう。ただし、弁護士費用の敗訴者負担の中で、日本弁護士連合会が以

³⁹ 「弁護士報酬敗訴者負担制度に関する意見書 日本弁護士連合会（2003.10）より。

前に提案している「弁護士報酬の片面的敗訴者負担制度」については、改めて、検討すべき価値があると考えます。また、BTE 保険の補償対象の拡大を検討する場合は、「勝訴の見込み等を要件とする」といった濫訴の防止策も併せ論議する必要があります。

各種制度・ルールについては、それぞれの国の社会背景・国民性等の事情が色濃く反映されており、ある国で成功しているルールが他の国で必ずしもうまくいくとは限らず、逆に、ある国でうまくいっていないルールが他の国ではうまくいく可能性もある。今後、わが国において、民事訴訟費用ルールを検討する際には、これらイギリスのルール及び現在検討されている改革案が一つの参考になると思われるが、わが国における司法的な風土・背景、国民性・国民感情等十分に配慮しつつ、検討することが必要である。そのためにも、イギリスにおけるジャクソン改革提案書の今後の展開に十分に留意していきたい。

<参考資料>

- ・秋葉勝敏『消費者保護とその実効性を担保するための諸制度について』損害保険事業総合研究所 損保総研レポート第89号 (2009.9)
- ・英国法務省「The Market for 'BTE' Legal Expenses Insurance」(2007.7)
- ・英国保険協会 Research Brief 'Analysis of personal injury legal cost' (2009.1)
- ・欧州保険委員会 (CEA Statistics N° 37) European Insurance in Figures October 2009
- ・應本昌樹『ドイツの権利保護保険に関する一考察－法制度的枠組みを中心に－』損害保険事業総合研究所 損害研究第72巻第1号 (2010.5)
- ・閣議決定 規制改革推進3か年計画 (2002.3.29)
- ・閣議決定 司法制度改革推進計画 (2002.3.19)
- ・金子宏直『民事訴訟費用の負担原則』勁草書房 (1998.6)
- ・菊井維大、村松俊夫他『コンメンタール民事訴訟法Ⅱ』日本評論社 (2006.4)
- ・司法制度改革審議会 司法制度改革審議会意見書－21世紀の日本を支える司法制度－ (2001.6.12)
- ・司法制度改革審議会 司法制度改革審議会議事録
- ・司法制度推進改革本部 司法アクセス検討会議事録
- ・週刊ダイヤモンド (2009.8.29)
- ・鈴木健太、福田剛久、川神裕『イギリス、ドイツ及びフランスにおける司法制度の現状』司法研修所 (1999.12)
- ・奈良次郎『注釈民事訴訟法 (2)』有斐閣 (1992.5)
- ・日本弁護士連合会 『市民のための弁護士報酬ガイド』(2009.8)
- ・日本弁護士連合会 弁護士業務総合推進センター『市民の法的ニーズ調査報告書』(2008.6)
- ・日本弁護士連合会 『弁護士のあり方について』(2000.8.29)
- ・日本弁護士連合会 『弁護士の報酬に関する規程』(2008.12.5)
- ・日本弁護士連合会 『弁護士報酬敗訴者負担制度に関する意見書』(2003.3.10)
- ・日本弁護士連合会 弁護士保険リーフレット『弁護士保険(権利保護保険)をご存知ですか?』
- ・幡新大実『イギリスの司法制度』東信堂 (2009.3)
- ・三井住友海上社 『弁護士費用特約』リーフレット
- ・我妻学『イギリスにおける民事司法の新たな展開』東京都立大学出版会 (2003.2)
- ・Access to Justice Act(1999)
- ・Business Insurance (2010.1.25)
- ・CII, 'Insurance law' (2008.10)
- ・OUT-LAW.News (2010.1.20)
- ・Rupert Jackson, 'Review of Civil Litigation Costs : Preliminary Report' (2009.5.8)
- ・Rupert Jackson, 'Review of Civil Litigation Costs : Final Report' (2009.12.21)
- ・S. Yarrow, 'The price of success' (Policy Studies Institute) 1997
- ・The Law Gazette (2010.1.27)

<参考サイト>

- ・英国・ウェールズの裁判所ウェブサイト www.judiciary.gov.uk/
- ・英国法務省ウェブサイト www.justice.gov.uk/
- ・英国保険協会ウェブサイト www.abi.org.uk/
- ・欧州保険委員会ウェブサイト www.cea.eu/
- ・司法改革審議会ウェブサイト www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/
- ・司法改革推進本部ウェブサイト www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/
- ・日本弁護士連合会ウェブサイト www.nichibenren.or.jp/